

後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続を求める件

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれるなかで、高齢者と若年世代の負担を明確化し公平な制度とするとともに、将来にわたって安心して医療を受けることができるよう高齢者の医療費を社会全体で支えあうために平成 20 年 4 月に創設されたものである。

本制度の施行にあたり、制度変更による影響を緩和するため、低所得者や後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった高齢者を対象に保険料を軽減する特例措置が実施された。この特例措置は現在まで継続され、被保険者の負担軽減に大きな役割を果たしてきたところである。

ところが、平成 27 年 1 月 9 日に開催された第 85 回社会保障審議会医療保険部会において、この特例措置を平成 29 年度からは段階的に縮小し、廃止するとの方向性が示された。この特例措置の対象者は、全加入者の過半数を占める約 865 万人にも上るとされ、廃止により低所得者の保険料が 3 倍以上になるなど、被保険者の生活に多大な負担をもたらす。特に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災地では、1 日も早い生活再建に向けて懸命に努力を重ねているものの本格的な復興までには今なお時間が必要な状況にあり、保険料の負担増は被災者の生活に深刻な影響を及ぼしかねないものである。

よって、国会及び政府におかれては、平成 29 年度以降も現行の保険料軽減特例措置を継続するために必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 6 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 西澤啓文